

生活困窮者自立支援法の概要

■法の目的・趣旨

生活困窮者が増加する中で、自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給、その他の支援を早期に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

■施行日

平成27年4月1日(平成30年10月1日より、改正法一部施行)

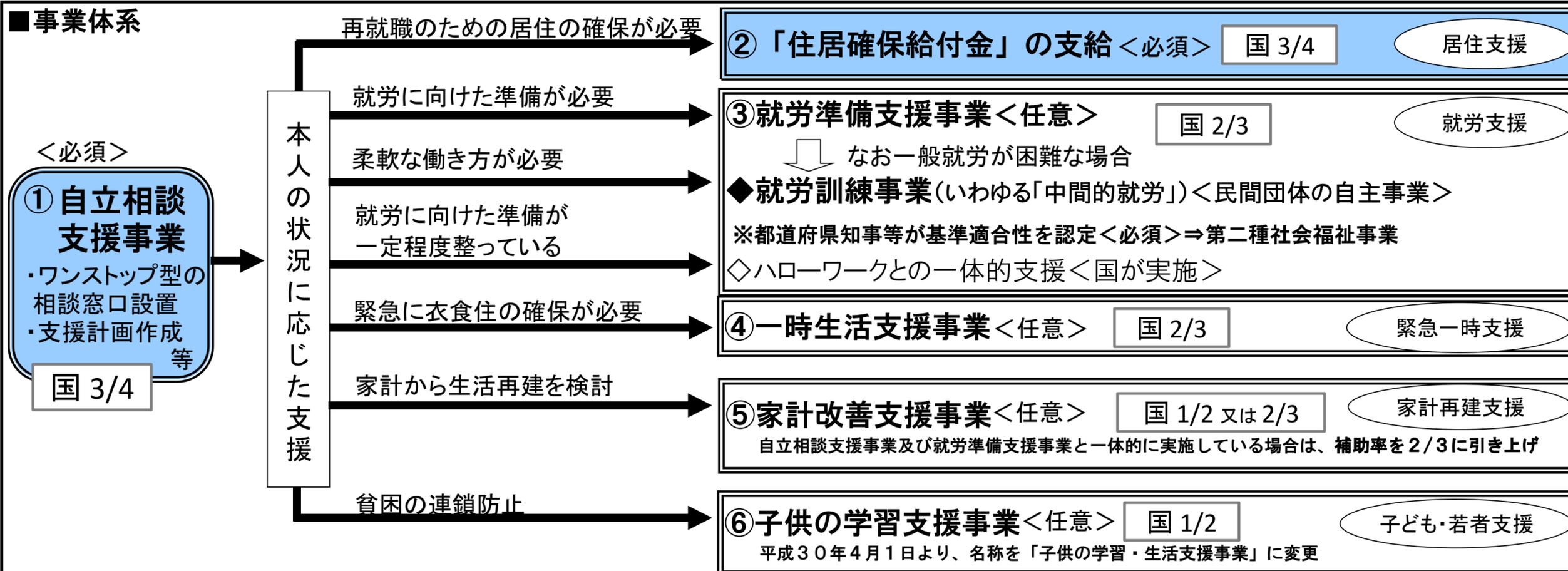
■支援対象者

生活困窮者：就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

■実施主体

福祉事務所設置自治体（住居確保給付金の支給等、実施主体が行うべき事項を除き、委託が可能）

■事業体系



※多様かつ複合的な課題を抱える生活困窮者を早期に発見し、包括的に支援していくためには、地域の関係機関・関係者との協力・連携のネットワークづくりが不可欠